

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）

①全体についての消防計画 ~~作成~~（~~変更~~）届出書

② ○○年○○月○○日

③（あて先）松戸市消防局長 殿

統括④  防火  
 防災 管理者

住 所 ○○市○○町4丁目5番6号

氏 名 消防 一郎

別添のとおり、全体についての⑤  防火  
 防災

管理に係る消防計画を~~作成~~（~~変更~~）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	⑥ 株式会社○○商事 代表取締役 消防 太郎		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	⑦ 松戸市○○町1丁目2番3号		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	⑧ ○○ビル		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	⑨ 複合用途	令別表第1	⑩ (16) 項イ
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	⑪ 統括防火管理者の変更		
受 付 欄*	経 過 欄*		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 全体についての消防計画作成(変更)届出書 記入要領

項 目	記 入 要 領
①作成(変更)	「作成(変更)」のうち該当しない文字を横線で消します。
②年月日	届出書の届出年月日を記入します。
③あて先	松戸市消防局長宛になります。
④統括防火・防災 管理者	「防火・防災」のうち該当する方にレ点を入れます。 当該事業所の統括防火・防災管理者の住所、事業所名・職・氏名を記入 します。
⑤防火・防災 ／作成(変更)	「防火・防災」のうち該当する方にレ点を入れます。 「作成(変更)」のうち該当しない文字を横線で消します。
⑥管理権原者	当該防火対象物の管理について権原を有する者の住所、氏名を記入し ます。法人の場合は、法人の住所、名称、代表者の職・氏名を記入しま す。
⑦所在地	当該防火対象物等の所在地を記入します。
⑧名称	当該防火対象物等の名称を記入します。変更がある場合は、変更後の 名称を記入します。
⑨用途	当該防火対象物等の用途を記入します。管理権原が複数の場合は、管 理する部分の用途を記入します。例：複合用途、店舗など
⑩令別表第1	消防法施行令別表第一に記載されている用途を記入します。管理権原 が複数の場合は、管理する部分の用途を記入します。例：(16)項イ、(1 6)項ロなど
⑪その他必要な事 項	変更届出の場合は、主な変更事由を記入します。 例：統括防火・防災管理者の変更、全体についての消防計画の内容変 更、用途の変更、建物の増改築による変更等 その他届出事項に含まれない事項を簡記します。

## 〇〇〇〇ビル全体についての消防計画

### 1 目的

この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、統括防火管理者が、〇〇〇〇ビル全体の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、〇〇〇〇ビルに勤務し、出入りする全ての者とする。

### 3 管理権原者の責務

- (1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。
- (2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。  
協議の方法は、（協議会を設置し、）全管理権原者で協議するものとする。
- (3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。
- (4) 管理権原者は統括防火管理者を定めたときは、管理権原代表者が消防署長に届け出る。
- (5) 管理権原者の変更が生じた場合の統括防火管理者の選任は、管理権原代表者に一任するものとする。

### 4 統括防火管理者の権限と責務

- (1) 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。
  - ア 防火対象物全体の消防計画の作成又は変更に関すること。
  - イ 各事業所の防火管理者及び火元責任者等に対する指導、指示並びに必要な報告に関すること。
  - ウ 防火対象物全体の消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
  - エ 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の管理に関すること。
  - オ 工事中の安全対策に関すること。
  - カ 火気の使用制限に関すること。
  - キ その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- (2) 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要な事項について消防機関への届出又は連絡を行うとともに、各事業所の防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- (3) 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知するものとする。

### 5 防火管理者の責務

- (1) 防火管理者等は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けなければならない。
  - ア 防火管理者を選任又は解任したとき
  - イ 消防計画を作成又は変更したとき
  - ウ 消防用設備等又は特殊消防設備等の法定点検を実施したとき
  - エ 用途及び設備を変更したとき

- オ 改修等の工事を行うとき
- カ 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- キ 火気使用設備又は電気設備の新設、改修等を行うとき
- ク 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
- コ その他火災予防上必要な事項

- (2) 防火管理者等は、相互の連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。
- (3) 防火管理者等は、この全体についての消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

## 6 管理権原者の権原の範囲等

### (1) 管理権原者の当該権原の範囲

防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別表のとおりとする。

### (2) 防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。

ア 防火対象物の法定点検は、各管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

### (3) 消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。

ア 消防用設備等の法定点検は、建物所有者の責任により行う。

イ 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

ウ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

### (4) 自主点検は次のとおり実施する。

ア 建物全体、共用部分、空室等は統括防火管理者の責任により行う、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

イ 統括防火管理者が実施する自主点検については、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設に係るものを中心に当該防火対象物等の全体についての防火管理に関し必要な点検を行う。

ウ 自主点検の実施時期は、(毎日終業時) (毎月) (定期的に) 実施するものとする。

### (5) 不備欠陥箇所の改修

統括防火管理者は、点検・検査等により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

## 7 全体についての防火管理業務の一部委託 (あり) なし

- (1) 防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、下記のとおりとする。

ア 受託者氏名（名称） 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

イ 受託者住所（所在地） 松戸市〇〇町1234

ウ 受託者連絡先 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

エ 業務の方法等 常駐・巡回・遠隔・その他

オ 業務の範囲等 火気使用箇所の点検等監視業務・火災が発生した場合の初動措置等

カ 必要に応じて委託状況表等を添付するものとする。

- (2) 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。
- (3) 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

## 8 自衛消防訓練

### (1) 訓練の実施時期等

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を\_\_\_\_\_  
火災予防運動期間の前後（11月・3月）の年2回実施する。

(2) 統括防火管理者は、訓練を実施する場合は、あらかじめ訓練実施届出書を消防署長へ届け出る。

## 9 避難施設の維持管理等及びその案内

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

### (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備又は物品を設けない。

イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

### (2) 安全区画、防煙区画の維持管理

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

イ 閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

### (3) 避難経路の案内

防火管理者は、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

## 10 自衛消防活動等

火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

### (1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。

### (2) 消火活動

ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

### (3) 避難誘導

ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

### (4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関(119番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

イ 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

エ 休日、夜間の無人時の緊急連絡先 氏名 ○○○ (○○○○) ○○○○

## 11 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

### (1) 情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を ○階管理室 に配置する。

ア 防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表等

イ 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図

ウ 緊急連絡先一覧

エ 防火管理維持台帳

### (2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の ○○側正面玄関 に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

## 12 教育・資格管理業務

### (1) 防火教育

ア 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

イ 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。

### (2) 防火教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火教育の内容は、次による。

ア 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

イ 各事業所の権原の範囲とその責務等

ウ 自衛消防隊の編成とその任務

エ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

オ 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

カ 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

キ その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

### (3) 放火防止対策

統括防火管理者は、次の放火対策を推進する。

ア 建物内外の可燃物等の除去

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

ウ 挙動不審者への声掛け

エ 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

### (4) 工事中等の安全対策

ア 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者等と協力して必要に応じて「工事中の消防計画」を作成し、消防署長へ届け出る。

イ 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

## 13 震災対策

### (1) 震災に備えての事前計画

ア 建築物等の点検及び補強

統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

イ 避難施設等の点検及び安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

ウ 資器材及び非常用物品の準備

(ア) 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。

(イ) 防火対象物の全体についての資器材及び非常用物品は、○階管理室に次のものを配置する。

ヘルメット	個	ラジオ
懐中電灯	個	医薬品
携帯用拡声器	個	
消火器	本	

(ウ) 統括防火管理者は、(イ)の資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。

エ 警戒宣言発令時の対応措置

統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、各防火管理者に、消防計画に定める警戒宣言発令時の対応を行わせる。

また、東海地震予知情報に関して、館内放送等により在館者等へ伝達する。

オ 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、計画を改善していく取組み（P D C Aサイクル）を行わせる。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の自衛消防隊の任務

(ア) 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

(イ) 防火管理者は、事業所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

(ウ) 被害のない事業所又は活動の終了した事業所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

イ 初期救助・救護活動

(ア) 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

(イ) 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。

(ウ) 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

ウ 被害状況の把握等

(ア) 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び鉄道等公共交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。

(イ) 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

附 則

この計画は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。

(別表)

〇〇〇〇ビルの管理権原代表者及び各管理権原者の権原の範囲

管理権原代表者				電話番号
名称(役職) 氏名		〇〇ビル株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇		
番号	所有者等(法人の場合は名称及び代表者氏名)	所有部分	権原の範囲	電話番号
1	〇〇ビル株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	建物全体	地下1階から地上5階の 階段室等の共用部分及び 所有権の及ぶ範囲	
管理権原者の権原の範囲(テナント等)				
番号	事業所名等(共用部含む)	管理権原者職・氏名	権原の範囲 使用階等	電話番号
1	共用部分等	所有者 〇〇 〇〇	共用部分及び 空きテナント	
2	居酒屋〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	地下1階 飲食店部分	
3	ショップ〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	1~3階 店舗部分	
4	〇〇事務所	〇〇 太郎	4階 事務所部分	
5	〇〇フーズ株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇	4階 店舗部分	
6	〇〇美容院	〇〇 花子	5階 店舗部分	
7	〇〇書店	〇〇 五郎	5階 店舗部分	

※ 必要に応じて図面を添付するものとする。